

平成十七年文部科学省令第一号

高等学校卒業程度認定試験規則

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 学校教育法第九十条第一項の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）を行う場合は、この省令の定めるところによる。

（高等学校卒業程度認定試験の施行）

第二条 高等学校卒業程度認定試験は、毎年少なくとも一回、文部科学大臣が行う。

2 高等学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。（受験資格）

第三条 高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者は、受験しようとする試験の日の属する年度の終わりに満十六歳以上になる者とする。

（試験科目、方法及び程度）

第四条 高等学校卒業程度認定試験の試験科目（以下「試験科目」という。）は、別表の第一欄に定めるところとする。

2 高等学校卒業程度認定試験は、各試験科目について、筆記の方法により、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項を除き、以下同じ。）において別表の第二欄に定める科目を履修した程度において行う。（試験の免除）

第五条 高等学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。別表において同じ。）において、各試験科目に相当する別表の第二欄に定める科目を修得した者に対しては、その願出により、当該試験科目についての試験を免除する。

2 高等専門学校において、各試験科目に相当する授業科目を、別表の第二欄に定める高等学校の科目を修得したと同程度において修得したと認められた者に対しては、その願出により、当該試験科目についての試験を免除する。

3 第一項の規定は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等

学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものの当該課程において各試験科目に相当する科目を修得した者について準用する。

4 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十条第三号の規定に基づく指定を受けている専修学校の高等課程において、各試験科目に相当する授業科目を別表の第二欄に定める高等学校の科目を修得したと同程度において修得したと認められた者に対しては、その願出により、当該試験科目についての試験を免除する。

5 知識及び技能に関する審査で、当該審査の合格に係る学修が各試験科目に相当する別表の第二欄に定める高等学校の科目を修得したと同程度と認められるものとして文部科学大臣が別に定めるものに合格した者に対しては、その願出により、当該試験科目についての試験を免除する。

6 前各項の規定による試験の免除は、試験科目の全部について行うことはできない。

第六条 高等学校卒業程度認定試験は、二回以上（受験方法）
にわたる。それぞれ以上の試験科目について受けることができる。

第七条 高等学校卒業程度認定試験を受けようとする者は、受験願書に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に願出しなければならない。（受験手続）

- 一 履歴書一通
- 二 戸籍抄本又は住民票の写し一通（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）
- 三 写真二枚（出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）
- 四 第五条第一項から第五項までの規定に基づく試験の免除を願ひ出する者については、その免除を受ける資格を証明する書類
- 2 前項第二号に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合において、他の証明書をもって代えることができる。

3 既に高等学校卒業程度認定試験を受けて一以上の試験科目について合格点を得ている者（最後に受けた高等学校卒業程度認定試験の出願の日以後に氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者）を除く。）が、当該試験科目以外の試験科目

についてさらに高等学校卒業程度認定試験を受けようとする場合においては、第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、その受験願書に、同号に掲げる書類又は前項に規定する他の証明書を添えることを要しない。

4 既に高等学校卒業程度認定試験を受けて一以上の試験科目について合格点を得ている者（日本の国籍を有しない者を除く。）が、最後に受けた高等学校卒業程度認定試験の出願の日以後に氏名又は本籍を変更した場合であつて、その者が、当該試験科目以外の試験科目についてさらに高等学校卒業程度認定試験を受けようとするときにおける第一項第二号の規定の適用については、同号中「戸籍抄本又は住民票の写し一通」とあるのは、「氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者）であつては、国籍）の変更後の戸籍抄本一通」とする。この場合において、第二項の規定は適用しない。

第八条 試験科目（第五条第一項から第五項までの規定に基づき試験の免除を受けた試験科目を除く。）の全てについて合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験の合格者（以下「認定試験合格者」という。）とする。ただし、その者が十八歳に達していないときは、その者が、十八歳に達した日の翌日から認定試験合格者となるものとする。

2 認定試験合格者のほか、一以上の試験科目について合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験の科目合格者（以下「認定試験科目合格者」という。）とする。

（合格証書の授与等）

第九条 認定試験合格者（十八歳に達していない者を含む。第十二条第三項において同じ。）に對しては、合格証書を授与する。

2 合格証書を有する者がその氏名若しくは本籍を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合には、その事由を付して願ひ出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。（証明書の交付）

4 認定試験科目合格者がその成績の証明を願ひ出たときは、科目合格成績証明書を交付する。

5 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条第六号に規定する者がその試験科目の全部について合格点を得た旨の証明を願ひ出たときは、特別合格証明書を交付する。

6 前項に規定する者がその成績の証明を願ひ出たときは、特別合格成績証明書を交付する。（手数料）

第十一条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上欄	下欄
一 高等学校卒業程度七科目以上受験 認定試験の受験を願ひ出する者	八千五百円
二 合格証書の書換え又は再交付を願ひ出する者	五百円
三 合格証明書の交付を願ひ出する者	二百五十円
四 合格成績証明書の交付を願ひ出する者	二百五十円
五 科目合格証明書の交付を願ひ出する者	二百五十円
六 科目合格成績証明書の交付を願ひ出する者	二百五十円
七 特別合格証明書の交付を願ひ出する者	二百五十円
八 特別合格成績証明書の交付を願ひ出する者	二百五十円

2 前項の規定により納付すべき手数料は、願書に収入印紙を貼って納付しなければならない。第一項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（不正の行為を行った者等に対する処分）

第十二条 文部科学大臣は、高等学校卒業程度認定試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とするることができる。

認定試験を受けることができないものとするこ
とができる。
3 第一項の規定による処分を受けた認定試験合
格者及び認定試験科目合格者は、直ちに合格証
書その他当該合格を証明する書類を返納しなけ
ればならない。

附則抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第二条の規定は、公布の日か
ら施行する。

2 第五条第一項(同条第三項において準用する
場合を含む。)の規定は、平成十五年四月一日
以後に高等学校(特別支援学校(学校教育法等
の一部を改正する法律第一条の規定による改正
前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学
校及び養護学校を含む。)(の高等部を含む。)に
入学した生徒(学校教育法施行規則第九十一条
の規定(同令百十三条第一項及び百三十五
条第五項において準用する場合を含む。))によ
り入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る
教育課程により履修するものを除く。)に係る
教育課程の科目を修得した者に適用する。
(大学入学資格検定期程の廃止)

第二条 大学入学資格検定期程(昭和二十六年文
部省令第十三号)は、廃止する。
(経過措置)

第三条 第七条第三項、第九条第二項及び第十
から第十二条までの規定は、前条の規定による
廃止前の大学入学資格検定期程(以下「旧規
程」という。)による大学入学資格検定期程(以
下「旧検定」という。)を受検した者についても適
用する。この場合において、第七条第三項中
「既に高等学校卒業程度認定試験」とあるのは
「既に附則第二条の規定による廃止前の大学入
学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三
号。以下「旧規程」という。)による大学入学
資格検定期程(以下「旧検定」という。))と、一
以上の試験科目」とあるのは「一以上の附則第
七条の表の上欄に掲げる科目」と、「最後に受
けた高等学校卒業程度認定試験」とあるのは
「旧検定又は高等学校卒業程度認定試験のうち
最後に受けたもの」と、「当該試験科目」とあ
るのは「当該科目に相当する同表の下欄に掲げ
る試験科目」と、第十条第一項中「認定試験合
格者」とあるのは「旧規程第八條第一項に規定
する資格検定期程(以下「資格検定期程」とい

という。)」と、同条第二項中「認定試験合格
者」とあるのは「資格検定期程」と、同条第
三項中「認定試験科目合格者」とあるのは「旧
規程第八條第二項に規定する資格検定期程合
格者(以下「資格検定期程合格者」という。))
と、同条第四項中「認定試験科目合格者」とあ
るのは「資格検定期程合格者」と、同条第五項
中「試験科目」とあるのは「受検科目」と、第
十二条第一項中「高等学校卒業程度認定試験」
とあるのは「旧検定」と、「受検」とあるのは
「受検」と、「その試験」とあるのは「その資格
検定」と、同条第三項中「認定試験合格者及び
認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定期
程合格者及び資格検定期程合格者」とする。
第四条 次の表の上欄の各号に掲げる者に対し
ては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲
げる試験科目以外の試験科目についての試験を
免除する。

一 旧中等学校令(昭和十八年イ 勅令第三十六号)による中等学 校(以下「中等学校」という。))又は公共のうち で国民学校初等科修了を入学資から受験者が選 格とする修業年限五年のもの (旧師範教育令(昭和十八年勅 令第九号)による附属中学校 及び附属高等女学校並びに旧盲 学校及び聾哑学校の中等部を 含む。)	二 国民学校高等科修了を入学 資格とする修業年限三年の中 等学校(夜間において授業を行 う課程を除く。)	三 国民学校高等科修了を入学 資格とする修業年限四年の夜 間において授業を行う中等学 校の課程を卒業した者	四 国民学校初等科修了を入学 資格とする修業年限四年の旧 中等学校令による高等女学校 を入学資格とする同令による 高等女学校の高等科又は専攻 科の第一学年を修了した者	五 国民学校初等科修了を入学 資格とする修業年限四年の旧 中等学校令による実業学校卒業
国語	地理、歴史	数学と人間	化学基礎、物理基礎、 生物基礎又は地学基 礎のうちから受 験者が選択した 科目	国語

入学資格とする同令による実業
学校専攻科の第一学年を修了し
た者
六 旧師範教育令による師範学
校(以下「師範学校」という。))
予科の第三学年を修了した者
七 師範教育令改正の件(昭和
十八年勅令第九号)施行以前
の師範教育令(明治三十年勅令
第三四十六号)による師範学
校(以下「元師範学校」とい
う。))本科第一部の第三学年を
修了した者
八 内地以外の地域における学
校の生徒、児童、卒業者等の他
の学校へ入学及び転学に関する
規程(昭和十八年文部省令第六
十三号。以下「省令第六十三
号」という。))第二条及び第五
条の規定によりこの項の一から
七までに規定する者同一の取
扱いを受ける者
九 旧青年学校令(昭和十年勅
令第四十一号)(昭和十四年勅
令第二百五十四号)による青年
学校(以下「青年学校」とい
う。))本科(修業年限二年のも
のを除く。)

十 旧専門学校令(明治三十六 年勅令第六十一号)に基づく旧 専門学校入学者検定期程(大正 十三年文部省令第二十二号。以 下「旧専門学校入学者検定期 程」という。))による試験検 定に合格した者及び同規程によ り文部大臣において専門学校入 学に関し中学校若しくは高等女 学校卒業者と同等以上の学力を 有するものと指定した者 十一 旧実業学校卒業程度検 定期程(大正十四年文部省令第三 十号)による検定に合格した者 十二 旧高等試験令(昭和四年 勅令第十五号)第七条の規定に より文部大臣が中学校卒業程度 において行う試験に合格した者 十三 教育職員免許法施行法 (昭和二十四年法律第四百八
--

号)第一条第一項の表の第二 号、第三号、第六号及び第九 号の上欄に掲げる教員免許状を有 する者並びに同法第二条第一項 の表の第九号、第十八号から第 二十号の四まで、第二十一号及 び第二十三号の上欄に掲げる資 格を有する者 十四 旧青年学校令(昭和十四 年勅令第二百五十四号)第十二 条第七号の規定により特に文部 大臣の指定した者及び昭和十三 年陸軍・文部省令第一号第一 条第九号の規定により指定され た学校の課程を修了した者並び にこれらに準ずるもので旧規 程第四項の表の一の項上欄の力 の規定により文部大臣が指定し た者	一 国民学校初等科修了を入学 資格とする中等学校(旧師範教 育令による附属中学校及び附 属又は公共のうち 高等女学校並びに旧盲学校及 聾哑学校令による盲学校及び聾 哑学校令による盲学校及び聾 哑学校令による盲学校を含む。) の第四八 学年を修了し、又は卒業した者 二 国民学校高等科修了を入学 資格とする中等学校(夜間にお いて授業を行う課程を除く。) 基礎又は地学基 礎のうちから受 験者が選択した 科目	二 国民学校高等科修了を入学 資格とする中等学校(夜間にお いて授業を行う課程を除く。) 基礎又は地学基 礎のうちから受 験者が選択した 科目	三 国民学校高等科修了を入学 資格とする夜間において授業を 行う中等学校の課程の第三学 年を修了し、又は卒業した者	四 師範学校予科の第二学年を 修了した者	五 元師範学校本科第一部の第 二学年を修了した者	六 旧高等学校令(大正七年勅 令第三百八十九号)による高等 学校専攻科の第四学年を修了 した者	七 省令第六十三号第二条及び 第五条の規定によりこの項の一
国語	地理、歴史	数学と人間	化学基礎、物理基礎、 生物基礎又は地学基 礎のうちから受 験者が選択した 科目	国語			

次条において同じ。)により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次号において同じ。)に係る教育課程の科目を修得した者

二 国語及び外国語 平成二十五年四月一日以後に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者

第三条 この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則(以下「旧規則」という。)別表第一欄に定める試験科目について、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。)の高等部を含む。以下この条及び次条において同じ。)において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者(平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒(学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次条において同じ。)に係る教育課程の科目を修得した者に限る。)に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	下欄
国語	国語
数学	数学
理科総合	科学と人間生活
物理I	物理基礎
化学I	化学基礎
生物I	生物基礎
地学I	地学基礎
英語	英語

附則(令和元年二月一三日 文部科学省令第七号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則(令和二年三月二五日 文部科学省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。
附則(令和四年九月三〇日 文部科学省令第三十六号) 抄

上欄	中欄	下欄
数学	数学基礎	数学
理科総合	理科総合A	科学と人間生活
	又は理科総合B	
物理I	物理I	物理基礎
化学I	化学I	化学基礎
生物I	生物I	生物基礎
地学I	地学I	地学基礎

第四条 旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者(平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。)に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
国語	国語表現I	国語

英語 オーラル・コミュニケーションI又は英語I
第五条 この省令の施行の際、既に高等学校卒業程度認定試験を受けて旧規則別表第一欄に定める試験科目のうち次の表の上欄に掲げるものについて合格点を得た者に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	下欄
国語	国語
数学	数学
理科総合	科学と人間生活
物理I	物理基礎
化学I	化学基礎
生物I	生物基礎
地学I	地学基礎
英語	英語

生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程の科目を履修した者に適用する。(経過措置)

第三条 この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則(以下「旧規則」という。)別表第一欄に定める試験科目について、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。)の高等部を含む。以下この条において同じ。)において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する同表の中欄に掲げる科目を修得した者(平成十五年四月一日から令和四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒(学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程の科目を修得した者に限る。)に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
国語	国語総合	国語
世界史A、世界史B、世界史A又は世界史B	世界史A、世界史B、世界史A又は世界史B	歴史
日本史A又は日本史B	日本史A又は日本史B	歴史
地理A又は地理B	地理A又は地理B	地理
現代社会一科目又は現代社会二科目又は倫理及び政治・経済及び政治・経済の二科目	現代社会一科目又は現代社会二科目又は倫理及び政治・経済及び政治・経済の二科目	現代社会
数学	工業数理基礎	数学

附則(令和四年九月三〇日 文部科学省令第三十六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。
附則(令和四年九月三〇日 文部科学省令第三十六号) 抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条第三項、附則第一条第二項及び附則第三条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

2

この省令による改正後の高等学校卒業程度認定試験規則(附則第六条において「新規則」という。)第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年四月一日以後に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。附則第四条及び附則第六条において同じ。)に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第九十一条の規定(同令第百三十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。))により入学した

第五条 この省令の施行の際、既に高等学校卒業程度認定試験を受けて旧規則別表第一欄に定める試験科目のうち次の表の上欄に掲げるものにより、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	下欄
国語	国語
世界史A、世界史B、日本史A又は世界史B	歴史
地理A又は地理B	地理
現代社会一科目又は倫理及び政治・経済の二科目	現代社会
英語	英語

附則(令和四年九月三〇日 文部科学省令第三十六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。
附則(令和四年九月三〇日 文部科学省令第三十六号) 抄

第四条 旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する同表の中欄に掲げる科目を修得した者(平成二十五年四月一日から令和四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒(学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成二十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程の科目を修得した者に限る。)に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
英語	コミュニケーション英語I	英語

試験科目	試験科目	試験科目
国語	国語	現代の国語及び
歴史	歴史総合	歴史A
地理	地理総合	地理A
現代社会	現代社会	現代社会
英語	英語	英語
コミュニケーションI	コミュニケーションI	英語

